

2020

全印工連の

全日本印刷工業組合連合会組合員の皆様へ

# 医療・がん共済

団体総合生活保険

全印工連の医療・がん共済の4つの特徴

- 1 **病気・ケガ** + **放射線治療の補償** + **先進医療**  
 ともに1日目の入院から補償 (日帰り入院含む) + 保険金の実額払い、一時金(10万円)のお支払いが可能

2 **がん**を手厚く補償します!

3 スケールメリットを活かした**団体割引10%**が適用されます!  
1日当たり約**35円**の掛金で入院1日当たり**5,000円**の給付 (35歳 医療補償プラン②の場合)

4 加入時の**医師の診査は不要** (告知のみ)

補償内容も充実!!



保険期間: **2020年7月1日**午後4時から **2021年7月1日**まで**1年間**

補償対象年齢

新規加入は満15歳から満70歳まで  
※医療補償の更新は満80歳まで  
※がん補償の更新は満70歳まで  
※上記の年齢は、団体契約の始期日時点 (2020年7月1日)の満年齢をいいます。

保険の対象となる方

都道府県印刷工業組合組合員  
企業の役員・従業員とその配偶者、子供、両親、兄弟および役員・従業員の同居の祖父母・孫・その他親族

※但し、左記該当企業が組合を脱退されたり、役員・従業員がその企業を退職された場合、関係する加入者は当制度を退会していただくこととなります。

●**ご加入内容に関する大切なお知らせ** ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。  
今回更新いただく内容等に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。  
現在ご加入の方につきましては、申込締切日(2020年5月8日(金))までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続は不要です。

●**ご加入内容をご確認ください**  
ご加入・更新いただく前に医療・がん共済(団体総合生活保険)がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。  
**加入依頼書の記載事項等**につきましては、「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿ってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。  
また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、変更がある場合は、代理店共立株式会社までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の代理店共立株式会社までご連絡ください。なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。



全日本印刷工業組合連合会

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。  
 保険金をお支払いする主な場合  保険金額、免責金額(自己負担額)  保険期間  保険料・保険料払込方法  保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。  
 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？  
 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？  
●「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。  
 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか？  
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。  
\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、全日本印刷工業組合連合会をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本印刷工業組合連合会が有します。

19-T07141

## 加入手続のご案内

### 加入手続

ご加入希望の方は代理店共立株式会社までご連絡ください。  
共立株式会社より必要書類(加入依頼書・口座振替依頼書)をご案内いたします。  
加入依頼書・口座振替依頼書にご記入・ご署名・ご捺印のうえ、共立株式会社までご提出ください。

### 更新日

毎年7月1日

### 更新手続

現在のご加入内容をご確認いただき、**特段のお申し出がない場合は自動更新**いたします。

### お問い合わせ先 (保険金請求等)

**共立株式会社 業務開発部**

**全日本印刷工業組合連合会**  
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8  
TEL.03(3552)4571  
FAX.03(3552)7727

### 引受保険会社

**東京海上日動火災保険株式会社**  
担当課 広域法人部 団体・協同組織室  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
TEL.03(3515)4151 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)  
FAX.03(3515)4152

### 取扱代理店

### お問い合わせ

## 共立株式会社・業務開発部

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-16 共立日本橋ビル

TEL.03-5962-3075 受付時間 9:00~17:20(土・日・祝日を除く)

FAX.03-3548-0604

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。  
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、  
「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

**自動セット** 団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

**メディカルアシスト** お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

## ■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

## ■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

## ■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

## ■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

## ■転院・患者移送手配\*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

## ●受付時間\*2

24時間365日



0120-708-110

\*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。\*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

## デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

## ■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## ■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## ■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ●受付時間(いずれも土・日・祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時



0120-285-110

## 介護アシスト

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

## ■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。  
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

## ■各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。  
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

## ■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

[www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

## ●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時



0120-428-834

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

ご注意ください

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

# 医療補償 入院から退院まできめ細かく補償!!

基本補償	疾病・傷害入院保険金	<p>病気・ケガにより入院した場合に入院保険金をお支払いいたします。</p> <p>支払額は入院保険金日額×入院日数(日帰り入院を含む、1日目の入院からお支払いいたします)</p> <p>※1回の入院について120日を限度とします。</p>									
	疾病・傷害手術保険金	<p>病気・ケガにより所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">お支払額</td> <td colspan="2">重大手術*1</td> <td>疾病・傷害入院保険金日額の40倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>入院中</td> <td>疾病・傷害入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>入院中以外</td> <td>疾病・傷害入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>※傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。 *1 対象となる重大手術については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。</p>	お支払額	重大手術*1		疾病・傷害入院保険金日額の40倍	上記以外	入院中	疾病・傷害入院保険金日額の10倍	入院中以外	疾病・傷害入院保険金日額の5倍
	お支払額	重大手術*1		疾病・傷害入院保険金日額の40倍							
		上記以外		入院中	疾病・傷害入院保険金日額の10倍						
			入院中以外	疾病・傷害入院保険金日額の5倍							
放射線治療	<p>病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。</p> <p>支払額は疾病入院保険金日額の10倍</p> <p>※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>										
三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ補償特約セット) (三大疾病・重度傷害一時金用)	<p>三大疾病(がんと診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で入院したとき)に限定して一時金をお支払いいたします。</p> <p>支払額は入院保険金日額の100倍(三大疾病・重度傷害一時金額)</p> <p>悪性新生物(がん)と診断確定された場合において、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定された場合、保険金はお支払いできません。</p>										
総合先進医療	<p>病気やケガで先進医療*2を受けたときに、保険金や一時金(10万円)をお支払いします。</p> <p>支払額は、総合先進医療基本保険金額を限度に、ご負担された先進医療の技術料の実額払いとなります。</p> <p>粒子線治療について、一定の条件を満たす場合に、技術料相当額の保険金を保険会社から治療を実施した医療機関に直接支払うことが可能となりました。</p> <p>*2 対象となる先進医療については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。</p>										

オプション	葬祭費用保険金	<p>病気・ケガにより死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに、実際に負担した費用の範囲内で300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いいたします。</p> <p>(具体例)通夜、葬儀、火葬、戒名料、墓石代、仏壇及び香典返し等の費用</p>
	退院後通院保険金	<p>病気やケガで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに、保険金をお支払いします。</p> <p>支払額は、退院後通院保険金日額×通院日数(実日数)</p> <p>※1回の入院後の通院について90日を限度とします。</p>

# がん補償 がんと徹底的に闘う補償!!

がん診断保険金	<p>がんと診断確定*1されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。</p> <p>初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。</p> <p>※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p> <p>*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。</p>					
がん入院・手術保険金 (プランB・Cのみ)	<p>がんで入院や手術*1をしたときに、保険金をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金は日帰り入院を含む1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">お支払額</td> <td>がん入院保険金</td> <td>がん入院保険金日額×入院期間</td> </tr> <tr> <td>がん手術保険金</td> <td>手術の種類によりがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍</td> </tr> </table> <p>*1 手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。</p>	お支払額	がん入院保険金	がん入院保険金日額×入院期間	がん手術保険金	手術の種類によりがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍
お支払額	がん入院保険金		がん入院保険金日額×入院期間			
	がん手術保険金	手術の種類によりがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍				
がん通院保険金 (プランB・Cのみ)	<p>がんで20日以上継続入院し、その前後に通院したときに、保険金をお支払いします。</p> <p>支払額は、がん通院保険金日額×通院日数(実日数)</p> <p>※1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。</p>					

「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

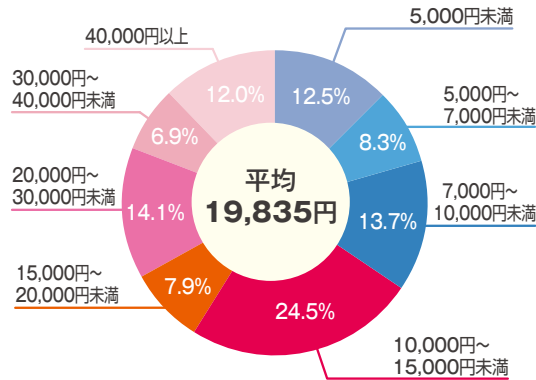
【ご注意】がん補償は90日間の待機期間があります。新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間の初日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

病気・ケガ・がんにつつまれるこんな不安  
**あなたは本当に大丈夫ですか？**

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

もしも、入院した場合は  
**思わぬ負担が。**

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



※過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計  
 ※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。  
 ※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費等を含む。

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

いつ襲ってくるかわからない  
**病気・ケガ。**

病気・ケガの人

男性 **3.6人に1人**  
 (人口千対 276.8)

女性 **2.9人に1人**  
 (人口千対 345.3)

平成25年 厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」

新入院患者

**2.0秒に1人**

平成27年 厚生労働省「医療施設動態調査・病院報告の概況」

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

一生のうち、おおよそ  
**2人に1人**が、  
 がんと診断されると  
 言われています。

日本の総人口約1億2,700万人のうち、「悪性新生物」の総患者数は、約163万人!

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	胃	結腸および直腸	肝および肝内胆管	気管、気管支および肺	乳房
総数	18.5	26.1	4.7	14.6	20.8
男性	12.4	15.0	3.0	9.0	0.1
女性	6.2	11.1	1.6	5.7	20.6

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男と女の総数に合わない場合がある。

【出典】厚生労働省「平成26年 患者調査」より

さらに

心配なのは、  
**医療費と  
 入院日数**

心配なのは、医療費と入院日数

医療費・自己負担額の例(胃がんで22日間入院したケース)

医療費の自己負担額 **199,965円**

差額ベッド代他 **226,800円**

合計 **約42.7万円**

※70歳未満、月収28～52万円の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合

(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター

「医療補償ガイド」(2018年8月改定版)をもとに引受保険会社にて作成

主ながんの平均入院日数

胃の悪性新生物	結腸及び直腸の悪性新生物	気管、気管支及び肺の悪性新生物
<b>19.3日</b>	<b>18.0日</b>	<b>20.9日</b>

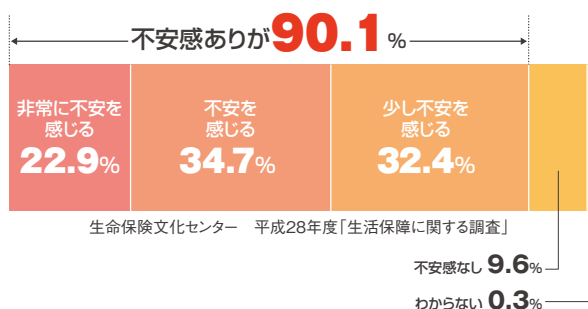
【出典】厚生労働省「平成26年 患者調査」より

だから

まとまった資金と長期の入院への準備ができると安心です。

## 不安を抱えているのは あなただけではありません。

### 病気やケガに対する不安の有無



### 病気・ケガのとき、不安に思うこと

長期入院で医療費がかさむ **53.6%**  
 治療の長期化で収入が途絶える **34.9%**

生命保険文化センター 平成28年度「生活保障に関する調査」

多くの方が病気やケガへの不安を持ち、  
特に、長期の入院を心配しています。

## 先進医療とは？ どれくらい費用がかかる？

### 「先進医療」とは？

特定の医療機関により提供される厚生労働大臣が承認する高度な医療技術を「先進医療」といいます。平成30年1月1日現在101種類の医療技術が提供されています。

### 「先進医療の技術料」は、 **全額自己負担!**

(診察料、投薬料、入院費等は公的医療保険が適用されます。)

### 先進医療の例

先進医療技術	技術料(平均額)	平均入院期間
陽子線治療	<b>2,680,805円</b>	<b>13.0日</b>

【出典】生命保険文化センター「ひと目でわかる生活設計情報」より

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

### がん補償の「補償期間」について

90日間の待機期間があります。新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間の初日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんが診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

### 保険の対象となる方

保険の対象となる方は、前記「補償対象年齢」「保険の対象となる方」に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。)。①婚姻意思\*を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 親族:6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

\*戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

### 医療補償の「総合先進医療特約」について

全てのプランに、先進医療補償がセットされます。



ご確認ください